

「ニセコハイツ指定短期入所生活介護事業所」 重要事項説明書

指定短期入所生活介護の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次の通り説明します。

1 事業の目的と運営方針

社会福祉法人ニセコ福祉会（以下「事業者」という。）が開設するニセコハイツ指定短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）は、介護保険法令に従い、事業所の従業者等（以下「従業者」という。）要介護状態にある利用者に対し、意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定短期入所生活介護サービスを提供することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

2 事業者（法人）の概要

事業者（法人）	社会福祉法人 ニセコ福祉会
所在地	〒048-1512 北海道虻田郡ニセコ町有島87番地4
代表者	理事長 本間 邦男
設立年月日	昭和61年11月 1日
電話番号	0136-44-2772

3 事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所	ニセコハイツ指定短期入所生活介護事業所 ニセコハイツ指定予防短期入所生活介護事業所
指定番号	北海道指定 第0172200024号
所在地	〒048-1512 北海道虻田郡ニセコ町有島87番地4
管理者	折内 光洋
開設年月日	昭和61年 4月 1日
電話番号	0136-44-2772
FAX番号	0136-43-2116

(2) 設備の概要

居室	21室 1人部屋（2室） 2人部屋（9室） 4人部屋（10室）
静養室	1室 居室で静養する事が一時的に困難な利用者が使用できる静養室を設けます。
食堂	1室 利用者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用しやすい適切な備品類を設けます。

浴室	2室 一般浴槽・特殊浴槽。
洗面設備	2室 利用者が使用しやすい適切な洗面設備を設けます。
便所	4室 利用者が使用しやすい適切な便所を設けます。
医務室	1室 利用者を診療するために必要な設備及び備品を備えます。
機能訓練室	1室 利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設けます。
面談室	1室 相談などを行えます。
その他	以下の設備を設けています。 <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員室 ・看護職員室 ・調理室 ・洗濯室 ・汚物処理室 ・介護物品室

(3) 事業所の従業者体制

	職務の内容	員数
管理者	業務の一元的な管理	1名
医師	利用者の健康管理及び療養上の指導	1名以上
生活相談員	利用者・家族への相談援助、地域との連絡調整	1名以上
介護職員	介護業務	4名以上
看護職員	健康管理・口腔衛生・保健衛生管理	1名以上
管理栄養士又は栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導	1名以上
機能訓練指導員	機能訓練等の指示・助言	1名以上
その他の従業者		必要数

(4) 営業日と定員

営業日	月曜日から日曜日
定員	10名

(5) ご利用施設で合わせて実施する事業

事業の種類		事業開始年月日	利用定員
施設	介護老人福祉施設	平成12年 4月 1日指定	50名
居宅	短期入所生活介護	平成12年 4月 1日指定	10名
居宅	予防介護短期入所介護	平成19年 4月 1日指定	

4 サービスの概要

(1) 介護保険給付対象サービス

次のサービスについては、居住費・食費を除き、通常9割（～7割）が介護保険から給付されます。
「5 利用料等」をご確認ください。

① 短期入所生活介護計画の作成

利用期間が連続して4日間以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者又は代理人に説明し同意を得ます。短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。利用期間が4日間未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業所等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の短期入所生活介護計画を作成した利用者準じて、必要な介護及び機能訓練等の援助を行います。

② 介護

利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行います。

ア 適切な方法により、一週間に2回以上、入浴又は清拭を行います。

イ 適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行います。

ウ おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えます。

エ 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行います。

オ 常時1人以上の介護職員を介護に従事させます。

カ 利用者の負担により、従業者以外の者による介護を受けさせることはありません。

③ 食事

栄養並びに利用者の身体状況・嗜好を考慮した食事の提供を、適切な時間に行います。また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂等で食事を摂ることを支援します。

ア 朝食 07:00 ~ 08:00

イ 昼食 11:30 ~ 12:30

ウ 夕食 17:30 ~ 18:30

④ 機能訓練

機能訓練指導員により、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な生活機能の改善又は維持するための機能訓練を実施します。

⑤ 健康管理

医師及び看護職員により、日常の健康相談や定期的な血圧・体重測定など、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて、健康保持のための適切な措置を行います。

⑥ 相談及び援助

常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はご家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

(2) 介護保険給付対象外サービス

事業所は、利用者又は代理人との合意に基づき、以下の介護保険給付対象外サービスを提供するものとします。

① 理美容サービス

理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

② 日用品

日常生活品の購入代金等、日常生活に要する費用

ティッシュペーパー、履物、靴下、下着、失禁パンツ、歯ブラシ等の日用品（オムツは基本的

に無料ですが、使用する物により、差額を実費にていただく場合があります。)

③ クリーニング

洗濯は無料ですが、施設の洗濯機で洗えないウールやセーター類はクリーニングに出し、実費をいただきます。

5 利用料等

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下の通りです。お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額になります。

(1) 基本部分

【利用料金】※1割負担の場合(2割負担は①介護保険利用負担額が2倍となります。3割負担の場合は①介護保険利用者負担額が3倍となります。)

	算定項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
① 介護保険利用者負担額	多床室	¥603	¥672	¥745	¥815	¥884	
② 食事に係る自己負担額	利用者負担額	第1段階	¥300				
		第2段階	¥600				
	第3段階	①	¥1,000				
		②	¥1,300				
上記以外の方	¥1,445						
③ 居住費に係る自己負担額	利用者負担額	第1段階	¥0				
		第2段階	¥430				
	第3段階	①	¥430				
		②	¥430				
上記以外の方	¥915						
自己負担合計 【①+②+③】	利用者負担額	第1段階	¥963	¥1,032	¥1,105	¥1,175	¥1,244
		第2段階	¥1,633	¥1,702	¥1,775	¥1,845	¥1,914
	第3段階	①	¥2,033	¥2,102	¥2,175	¥2,345	¥2,314
		②	¥2,333	¥2,402	¥2,475	¥2,545	¥2,614
上記以外の方	¥2,963	¥3,032	¥3,105	¥3,175	¥3,244		

上記の自己負担合計が一日の料金となり、その他加算が付きます。加算内訳は別紙のとおり。

[利用料金]※1割負担の場合(2割負担は①介護保険利用者負担額が2倍となります。3割負担の場合は①介護保険利用者負担額が3倍となります。)

	算定項目	要支援1	要支援2	
① 介護保険利用者負担額	多床室	¥451	¥561	
②食事に係る自己負担額	利用者負担額	第1段階	¥300	
		第2段階	¥600	
	第3段階	①	¥1,000	
		②	¥1,300	
	上記以外の方	¥1,445		
③居住費に係る自己負担額	利用者負担額	第1段階	¥0	
		第2段階	¥430	
	第3段階	①	¥430	
		②	¥430	
	上記以外の方	¥915		
自己負担合計(①+②+③)	利用者負担額	第1段階	¥811	¥921
		第2段階	¥1,481	¥1,591
	第3段階	①	¥1,881	¥1,991
		②	¥2,181	¥2,291
	上記以外の方	¥2,811	¥2,921	

上記の自己負担合計が一日の料金となり、その他加算が付きます。加算内訳は別紙のとおり。

(2) 加算・減算

※要件を満たす場合には、上記の基本部分に料金が加算又は減算されます。

※上記の自己負担合計が一日の料金となり、その他加算が付きます。加算内訳は別紙の通り。

※介護保険給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者負担額を変更します。

また上記基本施設サービス費のほかに、別紙加算が発生した場合は自己負担額に追加されます。

<居住費(滞在費)・食費の負担軽減(負担限度額認定)>

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けておられる方の場合は、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費(滞在費)・食費の負担が軽減される場合があります。

所得の状況		預貯金等の資産状況
第1段階	世帯全員が住民税非課税で、老齢年金受給者の方 生活保護を受給されている方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入等(※)の合計が 80 万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下
第3段階(1)	世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入等(※)の合計が 80 万円を超え、120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1550万円以下
第3段階(2)	世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入等(※)の合計が 120 万円を超える方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下
第4段階	上記以外の方	

6 利用料金のお支払方法

利用料は、1月ごとに計算し、翌月の21日までに請求いたしますので、請求された月の21日までに、次のいずれかの方法でお支払いをお願いします。

① ご契約者様、ご家族様の金融機関口座からの自動引き落とし（別途引落手数料） 【ご利用できる金融機関】	ア、北海道信用金庫ニセコ支店	50円（税抜）
	イ、ようてい農業協同組合真狩支所	100円（税込）
	ウ、ゆうちょ銀行	10円（税込）
② 引落指定日に間に合わなかった場合の振込先 【金融機関】 北海信用金庫ニセコ支店 【口座番号】 普通預金 0503739 【口座名義】 特別養護老人ホーム ニセコハイツ 施設長 折内光洋		

7 サービスの中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、利用者又は代理人の都合により、指定短期入所生活介護の利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。
- ② サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

8 代理人等について

- (1) 事業所では、契約締結に当たり、代理人兼連帯保証人及び身元保証人の設定をお願いしています。
 - ① 代理人は、利用者のご家族又は縁故者若しくは成年後見人等の中から選任していただくものとします。
 - ② 代理人は原則として連帯保証人を兼ねることとします。但し、事業所と代理人と協議の上、代理人とは別の者を連帯保証人とすることができるものとします。
 - ③ 連帯保証人は身元保証人を兼ねるものとします。

(2) 代理人の職務は、次の通りとします。

① 利用者に代わって又は利用者とともに、契約書第4条に定める同意又は要請、同第8条3項、第10条3項、第20条1項、第21条1項に定める解約・解除の意思表示及び手続き、その他利用者を代理して行う意思表示、事業所の意思表示や報告・通知の受領、事業所との協議等を行うこと。

② 利用者を代理して、又は利用者に代わって、サービス利用料等を支払うこと。

(3) 連帯保証人の職務は次の通りとします。

利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担すること。

(4) 身元保証人の職務は、次の通りとします。

利用契約が終了した後、事業所に残された利用者の所持品（残置物）を利用者自身が引き取れない場合の受取り及び当該受取り又は処分にかかる費用を負担すること。

(5) 連帯保証人の負担する保証債務の内容は以下のとおりとします。

① 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者、代理人又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。

② 事業所は、連帯保証人から請求があったときは、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

③ 連帯保証人が死亡又は破産手続開始決定を受けた場合、もしくは連帯保証人について成年後見が開始された場合は、利用者又は代理人は別の連帯保証人を選任するものとします。

9 サービス利用に当たっての留意事項

(1) ご来所の際

① 利用者又は代理人は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。

② 利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。

(2) 禁止行為

以下の行為につきましては、ご遠慮ください。

① 喫煙・飲酒

② 従業者又は他の利用者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為を行うこと

③ 事業所内での金銭及び食物等のやりとり

④ 従業者に対する贈物や飲食のもてなし

⑤ 従業者及び他の利用者に対する身体的・精神的暴力

⑥ その他決められた以外の物の持ち込み

10 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

11 非常災害対策

事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

12 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、代理人、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

13 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

14 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアルを作成し、従業員教育を行います

15 守秘義務に関する対策

事業所及び従業員は、業務上知り得た利用者及び代理人の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業員との雇用契約の内容としています。

16 苦情相談窓口

申立先	特別養護老人ホームニセコハイツ
連絡先	電話 0136-44-2772
担当者	苦情解決責任者：施設長 折内 光洋
	苦情受付担当者：生活相談員 遠藤 結城
	第三者委員：民生委員代表 高屋 清一 電話：0136-44-3351 ：福祉団体職員 芳賀 善範 電話：0136-44-2234（社協） ：ニセコ福祉会監事 久保 吉幸 電話：0136-44-2583
①苦情受付担当者が苦情申立の窓口として対応する。なお、相談に訪問に訪問したご利用者及びそのご家族のプライバシーと秘密保持のため、相談室にて面談する。	
②苦情受付担当者は、苦情内容、苦情申立の意向を確認、記録し、その内容を苦情解決責任者へ報告する。	
③苦情解決責任者は、苦情内容の報告を受け、その場で解決できると判断される事項については、苦情申立者と協議し、解決を図る。	
④上記③での解決が困難な場合は、苦情解決委員会の対応、もしくは第三者委員の立会いにより、客観的な解決を図る。	

※行政機関その他苦情受付機関

1) ニセコ町役場 保健福祉課	所在地 虻田郡ニセコ町字富士見 55 番地 電話番号 0136-44-2121
2) 北海道国民健康保険団体連合会	所在地 札幌市中央区南 2 条西 4 丁目 国保会館 電話番号 011-231-5161 内線 6115
3) 社会福祉法人ニセコ町社会福祉協議会	所在地 虻田郡ニセコ町字富士見 95 番地 電話番号 0136-44-2234

17 協力医療機関等

事業所は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

【協力医療機関】

医療機関の名称	ニセコ医院
所在地	虻田郡ニセコ町字富士見 2-11
診療科	外科・内科・小児科

※医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、上記協力医療機関及び他の医療機関において診療・入院治療を受けることができます。(但し、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。)

18 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、利用者又は代理人に故意又は過失が認められた場合や、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

事業所は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ② 利用者又は代理人が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業所が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- ④ 利用者又は代理人が、事業所及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

19 サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者評価の実施はしていません。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの開始に当たり、利用者及び代理人に対して利用契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業所>

所在地 北海道虻田郡ニセコ町字有島87番地4
事業所名 ニセコハイツ指定短期入所生活介護事業所
ニセコハイツ指定予防短期入所生活介護事業所

管理者名 折内 光洋 印

説明者 生活相談員 遠藤 結城 印

私は、利用契約書及び本書面により、事業所から指定短期入所生活介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

<利用者（契約者）>

住所

氏名 印

<代理人兼連帯保証人>

住所

氏名 印

電話番号